

文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるものに限る)	治癒するまで
	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ<H5N1>を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(未就学児童は3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	*その他の感染症 溶蓮菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	* その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です